

(記入例)

芦屋市立認定こども園・保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表 (食物アレルギー・アナフィラキシー)

記入方法について

(様式第2-1号) 芦屋市立認定こども園・保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表 (食物アレルギー・アナフィラキシー)

提出日 年 月 日

こども園・保育所 名前 _____ 男・女 _____ 年 月 日生 (歳 か月) _____ 組 _____

※この生活管理指導表は、認定こども園・保育所の生活において、特別な配慮や管理が必要となった子どもに限って、医師が作成するものです。

病型・治療		認定こども園・保育所での生活上の留意点		
① 食物アレルギー (あり・なし) ② A. 食物アレルギー病型 1. 食物アレルギーの固有感乳児アトピー性皮膚炎 2. 即時型 3. その他 (新生児・乳児消化管アレルギー・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他:) ③ B. アナフィラキシー病型 1. 食物 (原因:) 2. その他 (医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・虫・動物のフケや毛) ④ C. 原因食品・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 《 》 [除去根拠] 2. 牛乳・乳製品 《 》 該当するものを全てを《 》内に番号を記載 ①明らかな症状の既往 ②食物摂取負荷試験陽性 ③IgE抗体等検査結果陽性 ④未摂取 3. 小麦 《 》 4. ソバ 《 》 5. ピーナッツ 《 》 6. 大豆 《 》 7. コメ 《 》 8. ナッツ類* 《 》 (すべて・クルミ・カシューナッツ・アーモンド・栗・) 9. 甲殻類* 《 》 (すべて・エビ・カニ・) 10. 軟体類・貝類* 《 》 (すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ・) 11. 魚卵* 《 》 (すべて・イクラ・タラコ・わかさぎ(子持ち)・) 12. 魚類* 《 》 (すべて・サバ・サケ・) 13. 肉類* 《 》 (鶏肉・牛肉・豚肉・) 14. 果物類* 《 》 (キウイ・バナナ・) 15. その他 《 》 () *※は()の中の該当する項目に○をするか具体的に記載すること ⑤ D. 緊急時に備えた処方薬 1. 不要 2. 必要 下記該当処方薬に○、又は()内に記入 内服薬 (抗ヒスタミン薬・ステロイド薬)・アドレナリン自己注射薬「エピペン®」・その他()	⑥ A. アレルギー用調整粉乳 1. 不要 2. 必要 下記該当ミルクに○、又は()内に記入 ミルフィーHP・ニューMA1・MA mi・ベプエディエクト・エレメンタルフォーミュラ・その他()	⑦ B. 除去食品においてより厳しい除去が必要 1. 不要 2. 必要 病型・治療の欄で除去の部に、より厳しい除去が必要となるものみに○をつける ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。 1. 鶏卵 : 卵殻カルシウム 2. 牛乳・乳製品 : 乳糖 3. 小麦 : 醬油・酢・麦茶 4. 大豆 : 大豆油・醬油・味噌 5. コメ : コメ油 6. 魚類 : かつおだし・いりこだし 7. 肉類 : エキス	⑧ C. 食物・食材を扱う活動 1. 管理不要 2. 原因食材を教材とする活動の制限 () 3. 調理活動時の制限 () 4. その他 ()	⑨ D. 特記事項 (その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は認定こども園・保育所が保護者と相談のうえ決定)
	⑩ 本指導表については、 6か月・1年・その他() 後に再評価が必要			
	⑪ 記載日 年 月 日 医師名 _____ 医療機関名 _____	⑫ 保護者氏名 _____ 電話 _____	⑫ 緊急連絡先 電話: _____ *連絡医療機関 医療機関名: _____ 電話: _____	

※認定こども園・保育所の日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を認定こども園・保育所の職員、芦屋市はくろ、消防機関及び医療機関と共有することに同意します。

※上記内容をご確認のうえ、ご署名ください。

※本市認定こども園・保育所におけるアレルギー対応は、安全面を優先し、「完全除去食」を提供します。

- 食物アレルギー、アナフィラキシーについて、「あり」または「なし」に○をつけてください。
- 該当する項目に○をつけてください。
- 該当する項目に○をつけてください。
- 該当する項目に【除去根拠】の番号を記入してください。芦屋市立認定こども園・保育所で使用する食材については、「たべものシート」を参照してください。*は()内の該当する項目に○をするか具体的に記載してください。イカ、エビ、カニが該当する場合、ちりめんじゃこも除去となります。
- ~7 該当する項目に○をつけてください。
- 薬剤が必要と指示され、認定こども園・保育所でも必要とされた場合、ほかに『与薬指示書』が必要です。
- 該当する項目に○をつけてください。
認定こども園・保育所では、クッキングや食材を使用した活動の際に、食材を素手で触ることがあります。
- コンタミネーション(混入)の注意喚起表示がある食品が摂取不可能な場合等もご記入ください。
- 本市認定こども園・保育所の再評価時期は、基本1年としています。1年以外の再評価時期が適当である場合は、その他()に再評価時期をご記入ください。原因食材が4.そば、5.ピーナッツ、8.ナッツ類(栗以外)、11.魚卵、14.キウイのみの場合は、就学前まで提出は不要としています。
- 記載日、医師名、医療機関名、電話番号をご記入ください。
- 保護者が記入します。

必要に応じ、保護者を通じて、認定こども園・保育所からより詳細な情報や指導を求めさせていただくことがあります。その際は御協力お願いいたします。